

メディアを利用して行う同時双方向型の遠隔授業の実施に関する規程

鳥取県立鳥取西高等学校

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省通知「高等学校における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」(令和6年2月13日付5文科初第2030号)に示された、メディアを利用して自宅その他特別な場所で実施する遠隔授業(学校教育法施行規則第88条の3に基づく遠隔授業をいう。以下同じ。)の実施に関する取り扱いについて定めることを目的とする。

(対象生徒)

第2条 この規程に定める遠隔授業は、以下の生徒のうち学習意欲があり、学習を継続するために遠隔授業の実施が適切と判断される生徒を対象とする。

- (1) 不登校生徒 原則として当該年度の欠席が30日を超えた生徒。ただし、断続的な不登校や不登校傾向が見られる生徒も対象となり得る。
- (2) 病気療養中等の生徒 病気療養中等で通学が困難な生徒

(実施方法)

第3条 遠隔授業の実施にあたっては、適切なメディア(オンライン会議システム、動画配信サービス、チャットツール等)を活用する。

2 遠隔授業は、原則としてリアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式(同時双方向型)で実施するものとする。

3 遠隔授業を実施した場合においても、履修する各教科・科目等に関わらず、一定時間数の対面授業を受けるものとする。

(実施期間)

第4条 一か月程度とし、その後一か月単位で延長することができることとする。

(受講希望)

第5条 遠隔授業を希望する生徒・保護者は、遠隔授業受講希望願【別紙様式1】を校長に提出する。

(単位認定)

第6条 遠隔授業による修得単位数は、学校教育法施行規則に基づき、最大36単位まで認定可能とする。病気療養中等の場合は上限を定めない。

2 遠隔授業の出席状況は、指導要録に記載し、出席扱いとすることができる。

(評価・改善)

第7条 遠隔授業の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を行う。

(その他)

第8条 この規程による遠隔授業は学習の機会を確保するためのものであり、単位の認定を保障するものではない。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

メディアを利用して行う遠隔授業における留意事項等並びに出欠席、単位認定の取り扱いについて

鳥取県立鳥取西高等学校

【遠隔授業実施に関する留意事項】

規程によるメディアを利用して行う遠隔授業は、不登校生徒、病気療養中等の生徒その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障を目的としている。実施にあたっては、以下の点に留意し実施すること。

- 1 遠隔授業の実施にあたっては、「遠隔授業受講希望願」の提出並びに面談等により生徒、保護者の学習継続等に対する意思を確認する。（期間を延長する場合も同様とする。）
- 2 自宅等においてメディアを利用して行う遠隔授業については、原則として「同時双方向型（リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）」で授業を実施する必要がある。
- 3 メディアを利用して行う遠隔授業を実施した場合においても、各教科・科目等ごとに、年間2単位時間以上（1単位時間は50分）の対面による授業を原則として学校で受ける必要がある。（実施期間が1年に満たない場合は、この限りではない。）
- 4 生徒が自宅等でメディアを利用して行う遠隔授業を受講する場合は、適切な通信環境が必要となる。その場合、通信費は当該生徒・保護者の自己負担とする。
- 5 年間指導計画に従い、通常の授業と同様に、課題の提出や試験等も実施する。
- 6 受講期間終了時には面談等を行い、生徒の生活や学習の様子、意欲の有無等を確認し、対応の見直しを図る。
- 7 受講期間の延長をする場合は、再度「遠隔授業受講希望願」の提出により生徒、保護者の意思を確認する。
- 8 その他受講に関しては、「メディアを利用して行う同時双方向型の遠隔授業の実施に関する規程」による。

【出欠席に関する取り扱いについて】

- 1 出欠席について
生徒がメディアを利用して行う授業を自宅、教育支援センター、病室等において同時双方向型で受講した場合は指導要録上「出席」扱いとし、かつその成果を評価に反映することができる。ただし、参加時間が授業時間の2分の1を越えない場合は「欠席」の扱いとする。
- 2 出欠の確認方法（例）
 - (1) リアルタイムの出席確認
 - ・ビデオ会議システムのログ
 - ・発言やチャットの記録
 - ・カメラのオン
 - (2) システムを活用した出席管理
 - ・Google Classroomの質問機能
 - (3) オンデマンド型授業の出席確認
 - ・視聴履歴の確認
 - ・課題提出
- 3 その他
出欠席については本校「出欠席に関する規程」による。

【単位修得の取り扱いについて】

- 1 単位修得
 - (1) 卒業要件：修得が認定された単位数の合計が74単位以上であること。
 - (2) 遠隔授業による修得単位の上限は、不登校生徒の場合36単位まで（卒業要件74単位のうち）とする。
ただし、病気療養中等の場合は上限を定めない。
- 2 認定
生徒が指導計画に従って履修し、その学習の成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合に、単位の修得が認められる。（遠隔授業を実施することで、単位の認定を保障するものではない。）
- 3 その他
その他、単位修得・認定については本校「単位の履修・修得等の認定に関する規程」による。